

熊本県公告第385号

下益城郡城南町緑川南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	上 田 道 晴	下益城郡富合町大字大町 1099 番地
就任 理事	村 崎 秀	下益城郡富合町大字榎津 1038 番地

熊本県公告第386号

玉名市玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	土 本 一 政	玉名郡岱明町大字下沖洲 844 番地

熊本県公告第387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成15年11月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により松橋町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス松橋店・エルバリュウ松橋店
熊本県下益城郡松橋町大字松橋字浜田 29 番地 ほか
- 2 市町村意見の概要
地域の生活環境に十分配慮して運営をしてもらいたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成16年4月23日から平成16年5月22日まで

熊本県公告第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画臨港地区
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字合生字桑木鶴 2439 番 1 及び同 2439 番 6
336.53 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字野々島 4393 番地 118
横田 和哉
菊池郡西合志町大字野々島 4393 番地 118
横田 康子

熊本県公告第390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー水前寺店
熊本県熊本市水前寺一丁目17番29号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社サニー 代表取締役 小川 彰夫
変更後 株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社サニー 代表取締役 小川 彰夫
変更後 株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利
- 3 変更の年月日
平成16年3月31日
- 4 変更する理由
前代表者辞任による
- 5 届出年月日
平成16年4月7日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年4月23日から平成16年8月22日まで

熊本県公告第391号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年4月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) サニー桜木店
熊本県熊本市花立一丁目116番 ほか
 - (2) 新外ショッピングセンター
熊本県熊本市新外二丁目2861番1 ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社サニー 代表取締役 小川 彰夫
変更後 株式会社サニー 代表取締役 萩原 政利
- 3 変更の年月日
平成16年3月31日
- 4 変更する理由
前代表者辞任による
- 5 届出年月日
平成16年4月7日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年4月23日から平成16年8月22日まで

登載依頼**熊警公告第522号**

平成16年度熊本県警察育休等代替臨時職員選考採用試験を次のとおり実施する。

平成16年4月23日

熊本県警察本部長 大山 憲司

- 1 採用予定人員及び職務内容
 - (1) 採用予定人員 6人程度
 - (2) 職務内容 警察本部又は警察署に勤務し、一般事務に従事します。
- 2 採用予定日
平成16年7月1日以降、採用が必要な時期に原則として成績の上位者から順に採用します。

(採用候補者名簿の有効期間は平成17年7月31日までです。)

3 受験資格

(1) 昭和20年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方

(2) 学歴、性別不問

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考試験日程等

(1) 受付期間

平成16年5月10日(月)～5月21日(金)

(2) 選考第一次試験

平成16年6月5日(土) 熊本県警察本部

(3) 選考第二次試験

平成16年6月22日(火) 熊本県警察本部

5 試験案内・受験申込書について

本選考試験の試験案内・受験申込書につきましては、熊本県警察のホームページ

(<http://www.police.pref.kumamoto.jp/saiyou> HP)

にありますので、A4判の用紙に印刷できます。

また、警察本部及び県内各警察署においても配布します。

(問い合わせ先)

〒862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県警察本部 警務課 採用係
 096-381-0110 (内線2643)

正 誤

平成16年3月24日付け熊本県教育委員会告示第12号(文化財の指定解除)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
20	熊本県教育委員会告示第2号	熊本県教育委員会告示第12号

平成16年4月7日付け熊本県公報第11106号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	内容	正	誤
目次	ページ番号	16	11
目次	ページ番号	11	15